



暮らしの情報ボックス

- 東川町役場 82-2111
- 改善センター(公民館) 82-3200
- 文化交流館 82-4245
- 文化ギャラリー 82-4700
- B&G海洋センター 82-4600
- 町立診療所 82-2101
- 大雪消防組合東川支署 82-2310
- 道草館 68-4777

7月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|----|----|----|----|----|---|
| | | | | | | ① |
| ② | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ⑧ |
| ⑨ | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | ⑮ |
| ⑮ | ⑰ | 18 | 19 | 20 | 21 | ⑳ |
| ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | ㉗ | ㉘ |

8月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|----|----|----|----|----|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | ⑤ |
| ⑥ | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | ⑫ |
| ⑬ | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | ⑰ |
| ⑳ | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | ㉒ |
| ㉓ | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

7月のこよみ

- 2日 第28回町民体育祭
- 6日 教育委員会議(午後1時30分
農村環境改善センター青年婦人室)
- 7日 中国人強制連行殉難烈士慰霊祭
- 9日 東川町慰霊祭
- 25日 写真甲子園2006開会式
- 29日 東川賞授賞式
どんとこい祭り(30日まで)

税務住民課住民相談年金係

国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請による「免除・納付猶予」制度があります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

もし、保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態であれば、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、免除・猶予の申請を忘れずにしましょう。

全額免除制度

申請により保険料が全額免除となった場合は、免除期間は年金額を算出する際の資格期間に計算されますが、全額納付したときに比べ、年金額が三分の一となります。

一部免除(一部納付)制度

昨年までは、半額免除制度と言われていましたが、今年度より、「四分の一納付・二分の一納付・四分の三納付」と新たに三段階に設定されました。

それぞれ、段階毎に判定基準が定められており、前年所得を基に審査が行われます。

審査により段階が決定した場合、段階別の保険料を納付することになります。もし、納付しなかった場合は、「未納期間」となって、将来の老齢基礎年金額に反映されなかったり、

傷害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、一部免除該当となった場合でも保険料は必ず納めましょう。

(注)申請者・申請者の配偶者・世帯主の前年所得により全額免除または、一部免除と判定されます。

全額免除制度(特例免除)
特例免除は、申請する年度または前年度に失業(退職)の事実がある場合に対象となります。

申請時には、雇用保険受給者証、または、雇用保険被保険者離職票が必要となりますので、忘れずに持参してください。

(注)特例免除は、申請者以外の「申請者の配偶者・世帯主」の前年所得により判定されます。

若年者納付猶予制度

申請により、一定以上の所得のある世帯主と同居している20歳代の申請者本人と配偶者の所得により、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度に該当となる場合があります。

ただし、年金の受給資格期間(25年)には計算されませんが、年金額には反映されません。そのため、10年以内であれば、納付猶予期間の保険料をさかのぼって納めることもできます。

免除・納付猶予承認期間は、7月から翌年6月までとなっていますので、申請をされる場合は、役場税務住民課住民相談年金係まで印鑑をご持参の上、申請をしてください。

お問い合わせ 税務住民課住民相談年金係(☎82 2111 内線12)

都市建設課管理係

町営バス臨時便運行のお知らせ

7月29日(土)に行われる「東川どんとこい祭り」花火打ち上げの終了時刻に合わせ、町営バス臨時便を運行します。

出発の時刻および場所につきましては、花火終了から15分後に役場正面玄関前より東忠別線、北忠別線、東雲上キトウシ線をそれぞれ同時に出発します。

なお、料金については大人150円、小人70円となっています。ご不明な点につきましては都市建設課(☎82 2111 内線232)までお問い合わせください。